

青森県報

第二千六百八号

平成十八年
三月二十七日
(月曜日)

目 次

規 則

青森県不動産の鑑定評価に関する法律施行細則の一部を改正する規則..... (整備企画課) : 一

訓 令

青森県営住宅管理人に関する規程の一部を改正する訓令 (建築住宅課) : 二

告 示

廃棄物が地下にある土地に係る指定区域の指定..... (環境政策課) : 三

漁船保険付保義務の発生..... (水産振興課) : 五

青森県土地利用基本計画の変更..... (整備企画課) : 五

道路の区域の変更..... (道路課) : 五

道路の供用の開始..... (同) : 六

豪雪地帯対策特別措置法による市道に関する工事の施行..... (同) : 六

過疎地域自立促進特別措置法による町村道に関する工事の施行..... (同) : 六

証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更..... (出納課) : 六

公 告

開発行為に関する工事の完了..... (建築住宅課) : 七

建設業者の許可の取消し..... (五所川原) : 七

右 同..... (十和田県土) : 七

右 同..... (同) : 七

出先機関

土地改良区の役員の住所変更..... (農林水産) : 八

監査委員

監査結果に対する措置の公表..... (事務局) : 八

規 則

青森県不動産の鑑定評価に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十三号

青森県不動産の鑑定評価に関する法律施行細則の一部を改正する規則

青森県不動産の鑑定評価に関する法律施行細則(昭和四十五年七月青森県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第六条を削る。

第七条中「閲覧者」を「法律第三十一条第一項の規定により知事が公衆の閲覧に供する書類(以下「登録簿等」という。)を閲覧しようとする者(以下「閲覧者」という。)」に改め、同条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第十条第一項中「第四号様式」を「第三号様式」に改め、同条第二項中「第五号様式」を「第四号様式」に改め、同条第三項中「第六号様式」を「第五号様式」に改め、同条を第九条とし、第十一条を第十条とする。

第三号様式を削る。

第四号様式中「罫6罫」を「罫6罫」に改め、同様式を第三号様式とする。

第五号様式中「第五号」を「第六号」に改め、同様式を第四号様式とする。
 第六号様式中「第六号」を「第七号」に改め、同様式を第五号様式とする。
 附則
 この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第四号

庁 中 一 般
 各 出 先 機 関

青森県県営住宅管理人に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県県営住宅管理人に関する規程の一部を改正する訓令

青森県県営住宅管理人に関する規程（昭和三十九年四月青森県訓令甲第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（管理人の設置）

第二条 県営住宅監理員（以下「監理員」という。）の事務を補助させるため、県営住宅上平団地（以下「県営住宅」という。）に管理人一人を置く。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第二百四十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地に係る指定区域を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により公示する。

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	埋 立 地 の 区 分	指 定 区 域
大石埋立処分場跡地	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）以下「令」という。第十三条第三号イ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）以下「規則」という。）第十二条の三十一第一号	弘前市大字百沢字東岩木山三二四七、三一四八、三一四九、三一五〇、三一五一、三一五二、三一五三、三一五四、三一五五、三一五六、三一五七、三一五八、三一五九、三一六〇、三一六一、三一六二、三一六四
八戸市鮫清掃工場灰捨場跡地	令第十三条の二第三号イ、規則第十二条の三十一第一号	八戸市大字鮫町字大草離三の一四の一部
八戸市櫛引清掃工場灰捨場跡地	令第十三条の二第三号イ、規則第十二条の三十一第一号	八戸市大字櫛引字取揚石一の一四の一部
五所川原市野里一般廃棄物最終処分場跡地	令第十三条の二第二号	五所川原市大字野里字山ノ越二五の一三七の一
金木町女坂一般廃棄物最終処分場跡地	令第十三条の二第三号イ、規則第十二条の三十一第一号	五所川原市金木町川倉女坂五八の三二の一、五八の三四の一
戸崎埋立処分場跡地	令第十三条の二第三号イ、規則第十二条の三十一第一号	三沢市大字三沢字戸崎一〇一の一〇一六の一
滝の沢じん芥埋立地跡地	令第十三条の二第三号イ、規則第十二条の三十一第一号	むつ市大字城ヶ沢字滝の沢一の一三二の一
荒川じん芥埋立	令第十三条の二第三号イ、	むつ市大字大平字荒川六九の二

地跡地	石蔵平じん芥埋立地跡地	むつ市川内町最終処分跡地	むつ市脇野沢最終処分跡地	つがる市森田ごみ処理場跡地	つがる市柏一般廃棄物最終処分場跡地	車力村豊富埋立地跡地	車力村車力埋立地跡地	車力村牛潟埋立地跡地	車力村豊富埋立地跡地	平賀町菅不燃物処理場跡地	碓ヶ関村清野沢ごみ処分場跡地	藤崎町古川埋立処分地跡地
規則第十二条の三十一第一号	規則第十三条の二第三号イ、規則第十二条の三十一第一号	規則第十三条の二第三号イ、規則第十二条の三十一第一号	規則第十三条の二第三号イ、規則第十二条の三十一第一号	規則第十三条の二第三号イ、規則第十二条の三十一第一号	規則第十三条の二第二号	規則第十三条の二第二号	規則第十三条の二第二号	規則第十三条の二第二号	規則第十三条の二第二号	規則第十三条の二第三号イ、規則第十二条の三十一第一号	規則第十三条の二第二号	規則第十三条の二第三号イ、規則第十二条の三十一第一号
	むつ市大字奥内字二又道七五の二	むつ市川内町川代二三の一の一部	むつ市脇野沢口広二二	つがる市森田町山田玉井九八の〇、一〇七の四、同市森田町山田神崎二〇二の二、二〇三の二、二〇三の三、二〇七の二、二〇七の三、二一五の二、二一五の二	弘前市大字十腰内字猿沢一八四の二、一八五の五、一八五の六の一部	つがる市豊富町屏風山一の二九二の一部	つがる市車力町屏風山一の五二の一部	つがる市牛潟町鷺野沢二九の八の一部	つがる市豊富町屏風山一の三七五の一部	南津軽郡大鰐町大字長峰字阿曾一の五の一部	平川市碓ヶ関古懸清野沢四二の四〇五の一部	南津軽郡藤崎町大字藤崎字樋口一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇

八幡ごみ捨場跡地	虫神ごみ捨場跡地	小川原ごみ捨場跡地	菩提寺ごみ捨場跡地	新山ごみ捨場跡地	才市田ごみ捨場跡地	吹越埋立処分場跡地	七戸町最終処分場跡地	鶴田町不燃物岩木処分場跡地	板柳町一般廃棄物最終処分場(3)跡地	板柳町一般廃棄物最終処分場(2)跡地	板柳町一般廃棄物最終処分場(1)跡地	
規則第十三条の二第三号イ、規則第十二条の三十一第一号	規則第十三条の二第三号イ、規則第十二条の三十一第一号	規則第十三条の二第三号イ、規則第十二条の三十一第一号	規則第十三条の二第三号イ、規則第十二条の三十一第一号	規則第十三条の二第三号イ、規則第十二条の三十一第一号	規則第十三条の二第三号イ、規則第十二条の三十一第一号	規則第十三条の二第三号イ、規則第十二条の三十一第一号	規則第十三条の二第三号イ、規則第十二条の三十一第一号	規則第十三条の二第三号イ、規則第十二条の三十一第一号	規則第十三条の二第二号	規則第十三条の二第二号	規則第十三条の二第二号	
上北郡東北町大字新館字籠一二三、一二三、一二四、一二五の三、一二六の二、一三四の三	上北郡東北町大字大浦字大沢八〇の九二	上北郡東北町大字大浦字唐虫沢二〇の二八、四四の一五八、四四の二四七	上北郡東北町大字大浦字東道ノ上五五	上北郡東北町大字大浦字山ノ外一五の四、一五の五、一五の六、一五の七、一五の八、一五の三、一五の二、一五の二、二六の四の二の一部	上北郡東北町大字大浦字才市田八五の一	上北郡横浜町字吹越五六の二二八の一部	上北郡七戸町字矢倉五〇の二八二、五〇の一八五、五〇の二四二、六五の一	弘前市大字百沢字東岩木山三〇、三一、三二、三三	弘前市大字十腰内字猿沢二四八の一部、二四八二の一部	弘前市大字十腰内字猿沢二四七九の一部、二四八〇の一部、二四八二の一部、二四八二の一部	弘前市大字十腰内字猿沢二五〇三の一部	四六の二、四七の二、四七の二、五〇の二、五〇の二

上野こみ捨場跡	地	令第十三条の二第三号イ、 規則第十二条の三十一第一	上北郡東北町大字上野字手長六 七の七、六七の二三、六七の二 四、六七の三〇の一部
大浦こみ捨場跡	地	令第十三条の二第三号イ、 規則第十二条の三十一第一	上北郡東北町大字大浦字据崎三 九、同大字大谷地二〇、二一 の一、三八
向山こみ捨場跡	地	令第十三条の二第三号イ、 規則第十二条の三十一第一	上北郡東北町大字大浦字向山六 二の一
東北町甲地埋立 地跡地	地	令第十三条の二第三号イ、 規則第十二条の三十一第一	上北郡東北町字往来ノ上八九の 一、七、九、一〇、一一、一二、一三、 一四、一五、一六、一七、一八、一九、 二〇、二一、二二、二三、二四、二五、 二六、二七、二八、二九、三〇、三一、 三二、三三、三四、三五、三六、三七、 三八、三九、四〇、四一、四二、四三、 四四、四五、四六、四七、四八、四九、 五〇、五一、五二、五三、五四、五五、 五六、五七、五八、五九、六〇、六一、 六二、六三、六四、六五、六六、六七、 六八、六九、七〇、七一、七二、七三、 七四、七五、七六、七七、七八、七九、 八〇、八一、八二、八三、八四、八五、 八六、八七、八八、八九、九〇、九一、 九二、九三、九四、九五、九六、九七、 九八、九九、一〇〇
東北町内姥沢山 埋立地跡地	地	令第十三条の二第三号イ、 規則第十二条の三十一第一	上北郡東北町字滝沢平二の一五 五
東北町旭山埋立 地跡地	地	令第十三条の二第三号イ、 規則第十二条の三十一第一	上北郡東北町字鷹架字道ノ 上六六の一八四の一部
六ヶ所村不燃物 埋立地跡地	地	令第十三条の二第一号	上北郡六ヶ所村大字鷹架字道ノ 上六六の一八四の一部
大間町内山処分 場跡地	地	令第十三条の二第三号イ、 規則第十二条の三十一第一	下北郡大間町大字大間字内山四 八の一の一部
風間浦村焼却場 前埋立地跡地	地	令第十三条の二第三号イ、 規則第十二条の三十一第一	下北郡風間浦村大字下風呂字新 道平六の一部
佐井村最終処分 場跡地	地	令第十三条の二第三号イ、 規則第十二条の三十一第一	下北郡佐井村大字佐井字大佐井 川目二一〇の五
五戸町岡谷地こ み処理場跡地	地	令第十三条の二第三号イ、 規則第十二条の三十一第一	三戸郡五戸町字岡谷地一の三の 一部
田子町不燃性こ み捨場跡地	地	令第十三条の二第三号イ、 規則第十二条の三十一第一	三戸郡田子町大字石亀字館九四 の一の一の一部、九四の二五の一

名川町埋立処分 場跡地	地	令第十三条の二第三号イ、 規則第十二条の三十一第一	三戸郡南部町大字虎渡字中川原 一一の一の一部
階上町不燃物最 終処分場跡地	地	令第十三条の二第三号イ、 規則第十二条の三十一第一	三戸郡階上町大字平内字皂角子 窪一六の三の一部、一七の一の 一部
別当沢不燃物捨 場跡地	地	令第十三条の二第三号イ、 規則第十二条の三十一第一	三戸郡三戸町大字斗内字上別当 沢一〇の一の一部、一〇の五の一 部、一〇の六の一部、二四の一の 一部
里ノ沢埋立地跡	地	令第十三条の二第三号イ、 規則第十二条の三十一第一	十和田市大字三本木字里ノ沢六 六、六九の一
蛇林埋立地跡地	地	令第十三条の二第三号イ、 規則第十二条の三十一第一	十和田市大字藤島字蛇林二四
外ノ沢埋立地跡	地	令第十三条の二第三号イ、 規則第十二条の三十一第一	十和田市大字切田字外ノ沢一四 の二、一四の四、五三の一、五 三の二、五四の一、五四の二、 五六の一、五六の二、五六の三、 五六の四、五八の五、五九の六、 五九の七、六〇の八、六〇の九、 六〇の一〇、六二の二、六三の三、 六三の四、六四の五、六四の六、 六四の七、六四の八、六四の九、 六四の一〇、六六の二、六六の三、 六六の四、六六の五、六六の六、 六六の七、六六の八、六六の九、 六六の一〇、六七の二、六七の三、 六七の四、六七の五、六七の六、 六七の七、六七の八、六七の九、 六七の一〇、六八の二、六八の三、 六八の四、六八の五、六八の六、 六八の七、六八の八、六八の九、 六八の一〇、六九の二、六九の三、 六九の四、六九の五、六九の六、 六九の七、六九の八、六九の九、 六九の一〇、七〇の二、七〇の三、 七〇の四、七〇の五、七〇の六、 七〇の七、七〇の八、七〇の九、 七〇の一〇、七一の二、七一の三、 七一の四、七一の五、七一の六、 七一の七、七一の八、七一の九、 七一の一〇、七二の二、七二の三、 七二の四、七二の五、七二の六、 七二の七、七二の八、七二の九、 七二の一〇、七三の二、七三の三、 七三の四、七三の五、七三の六、 七三の七、七三の八、七三の九、 七三の一〇、七四の二、七四の三、 七四の四、七四の五、七四の六、 七四の七、七四の八、七四の九、 七四の一〇、七五の二、七五の三、 七五の四、七五の五、七五の六、 七五の七、七五の八、七五の九、 七五の一〇、七六の二、七六の三、 七六の四、七六の五、七六の六、 七六の七、七六の八、七六の九、 七六の一〇、七七の二、七七の三、 七七の四、七七の五、七七の六、 七七の七、七七の八、七七の九、 七七の一〇、七八の二、七八の三、 七八の四、七八の五、七八の六、 七八の七、七八の八、七八の九、 七八の一〇、七九の二、七九の三、 七九の四、七九の五、七九の六、 七九の七、七九の八、七九の九、 七九の一〇、八〇の二、八〇の三、 八〇の四、八〇の五、八〇の六、 八〇の七、八〇の八、八〇の九、 八〇の一〇、八一の二、八一の三、 八一の四、八一の五、八一の六、 八一の七、八一の八、八一の九、 八一の一〇、八二の二、八二の三、 八二の四、八二の五、八二の六、 八二の七、八二の八、八二の九、 八二の一〇、八三の二、八三の三、 八三の四、八三の五、八三の六、 八三の七、八三の八、八三の九、 八三の一〇、八四の二、八四の三、 八四の四、八四の五、八四の六、 八四の七、八四の八、八四の九、 八四の一〇、八五の二、八五の三、 八五の四、八五の五、八五の六、 八五の七、八五の八、八五の九、 八五の一〇、八六の二、八六の三、 八六の四、八六の五、八六の六、 八六の七、八六の八、八六の九、 八六の一〇、八七の二、八七の三、 八七の四、八七の五、八七の六、 八七の七、八七の八、八七の九、 八七の一〇、八八の二、八八の三、 八八の四、八八の五、八八の六、 八八の七、八八の八、八八の九、 八八の一〇、八九の二、八九の三、 八九の四、八九の五、八九の六、 八九の七、八九の八、八九の九、 八九の一〇、九〇の二、九〇の三、 九〇の四、九〇の五、九〇の六、 九〇の七、九〇の八、九〇の九、 九〇の一〇、九一の二、九一の三、 九一の四、九一の五、九一の六、 九一の七、九一の八、九一の九、 九一の一〇、九二の二、九二の三、 九二の四、九二の五、九二の六、 九二の七、九二の八、九二の九、 九二の一〇、九三の二、九三の三、 九三の四、九三の五、九三の六、 九三の七、九三の八、九三の九、 九三の一〇、九四の二、九四の三、 九四の四、九四の五、九四の六、 九四の七、九四の八、九四の九、 九四の一〇、九五の二、九五の三、 九五の四、九五の五、九五の六、 九五の七、九五の八、九五の九、 九五の一〇、九六の二、九六の三、 九六の四、九六の五、九六の六、 九六の七、九六の八、九六の九、 九六の一〇、九七の二、九七の三、 九七の四、九七の五、九七の六、 九七の七、九七の八、九七の九、 九七の一〇、九八の二、九八の三、 九八の四、九八の五、九八の六、 九八の七、九八の八、九八の九、 九八の一〇、九九の二、九九の三、 九九の四、九九の五、九九の六、 九九の七、九九の八、九九の九、 九九の一〇、一〇〇の二、一〇〇の三、 一〇〇の四、一〇〇の五、一〇〇の六、 一〇〇の七、一〇〇の八、一〇〇の九、 一〇〇の一〇
野辺地区最終 処分場跡地	地	令第十三条の二第一号	上北郡六ヶ所村大字尾鮫字家ノ 後一二の一五九の一部
蟹田地区一般廃 棄物最終処分 場跡地	地	令第十三条の二第三号イ、 規則第十二条の三十一第一	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田小国坂 七元一六、八三四、八三五、八三
今別三既最終処 分場跡地	地	令第十三条の二第三号イ、 規則第十二条の三十一第一	東津軽郡今別町大字山崎字中宇 田一の一部

青森県告示第二百四十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたと認めため、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸小川二七番地 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田塩越四六二番地五 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師宮本五八番地三 小川光幸	外ヶ浜

青森県告示第二百五十号

青森県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、青森県土地利用基本計画に係る書類は、青森県国土整備部整備企画課及び関係町土地対策担当課に備え置いて一般の閲覧に供する。

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 変更に係る事項

青森県土地利用基本計画図の農業地域及び森林地域の区域を次のように改める。

1 農業地域

区域を縮小した町

七戸町

2 森林地域

区域を拡大した町

平内町

二 変更の内容

次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略する。）

青森県告示第二百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年四月二十六日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間		変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国道	一〇一号	西津軽郡深浦町大字田野沢字汐干浜二七の一〇から 西津軽郡深浦町大字田野沢字汐干浜二七の一〇まで		前 後	八・〇〇メートルから 九・六〇メートルまで	一八・〇〇メートル	
						一三・六〇メートルから 九・八〇メートルまで	一八・〇〇メートル	

青森県告示第二百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年四月二十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道一〇一号	西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字榊原一三八の二から西津軽郡深浦町大字田野沢字汐干浜二七の一〇まで	平成一八・三・二七

青森県告示第二百五十三号

豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第十四条第一項の規定により、次のとおり市道に関する工事を行うので、豪雪地帯対策特別措置法施行令（昭和四十六年政令第三百六十七号）第一条第一項前段の規定により告示する。

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	工事区間	工事の種類	工事の開始の日
市道二二号線	平川市尾崎木戸口二の一から平川市尾崎木戸口二二の一まで	改築（道路改良）	平成一八・四・一

青森県告示第二百五十四号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により次のとおり町村道に関する工事を行うので、過疎地域自立促進特別措置法施行令

（平成十二年政令第七十五号）第七条第二項前段の規定により告示する。

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	工事区間	工事の種類	工事の開始の日
中村長平線	西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字上清水崎一六の五から西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字上清水崎一二〇の一まで	改築（道路改良）	平成一八・四・一
福浦川目線	下北郡佐井村大字長後字縫道石一の縫道石国有林八三二林班ち小班から下北郡佐井村大字長後字縫道石一の縫道石国有林八三二林班ほ小班まで	"	一八・六・一
温泉線	三戸郡新郷村大字西越字温泉沢三五の七	"	一八・六・一

青森県告示第二百五十五号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
上北郡おいらせ町松原二丁目一三二の一
日本フードパッカー株式会社
- 二 変更内容
 - 1 変更前の住所及び売りさばき場所
上北郡百石町松原二丁目一三三の一
 - 2 変更後の住所及び売りさばき場所
上北郡おいらせ町松原二丁目一三三の一

公 告

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者の住所 及び氏名（名称）
三戸郡階上町倉前西六丁目九の二四五、 九の二三三七、九の二三四一、九の三 一七六、九の三七七、九の三〇一、 九の三三〇五、九の三〇七及び九の 三二二一から九の三二二二まで	三戸郡階上町倉前東四丁目六の一六 有限会社タケダサブライ

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社平山建設
- 二 代表者の氏名 平山 久宗
- 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡中泊町大字今泉字神山五九の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一）第二一八四号
- 五 取消年月日 平成十八年三月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築、大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年二月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 総合技研株式会社
- 二 代表者の氏名 松尾 淳
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字尾鮫字野附一〇八の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一）第一一三八一号
- 五 取消年月日 平成十八年二月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十七年十月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社高田工業
- 二 代表者の氏名 高田 孝徳
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字鷹架字前田二六

- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第七一五〇号
 - 五 取消年月日 平成十八年三月十三日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実
- さく井、消防施設工事業に係る一般建設業の許可
- 平成十八年三月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、稲生川土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年三月二十七日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所 変更 の 年 月 日
理 事	熊 野 清 市	旧住所 上北郡百石町一川目一丁目七三〇一 五九 新住所 上北郡おいらせ町一川目一丁目七三〇 の 一 五 九	平成一八・三・一
"	上 久 保 新 一	旧住所 上北郡下田町字浜道四 新住所 上北郡おいらせ町浜道四	"
"	竹 ヶ 原 勝 太 郎	旧住所 上北郡百石町二川目四丁目七三〇二 九五 新住所	"

上北郡おいらせ町二川目四丁目七三〇二
の
二
九
五

監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表

平成18年2月3日付け青監査第108号及び平成18年3月2日付け青監査第113号で報告した監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、青森県知事及び青森県公安委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年3月27日

青森県監査委員 林 忠 男
同 鶴 賀 茂 世
同 小 比 類 巻 雅 明
同 平 山 誠 敏

監査箇所名	監査結果	措置の内容
下北汽船株式会社	会計処理規程、事務決裁規程、就業規則等の諸規程が定められていない。	諸規程の作成作業を進めており、社内での機関決定を経て、平成18年4月から施行する。
	仮払金において、帳簿・証拠書類等に不備なものがある。	経理規程の整備と、内部子エツク体制の強化により、今後、帳簿・証拠書類等に不備がないようにする。
	代理店業務委託契約において、フエリー運休期間中についても代理店手数料を支払っているのが、契約が妥当でない。	新しい契約となる平成18年4月から、運航期間中のみ代理店手数料を支払う契約とする。

社会福祉法人青森県 すこやか福祉事業団	決裁を受けずに、 事業を実施している ものがある。	今後、このようなことのないよ う事務委任決裁規程に則って適正 な業務執行に当たることとした。
	貸借対照表に計上 されていない固定資 産がある。	平成17年度決算に資産計上する ものとする。
財団法人21あおもり 産業総合支援センター	雑収入において、 収入として会計処理 をするべきでないも のがある。	平成17年4月から11月分は、2 月10日付けで雑収入から預り金へ 訂正処理した。平成17年12月分か ら預り金処理している。
	設備貸与事業及び 機械類貸与事業の未 収金の解消に努める こと。	設備貸与事業及び機械類貸与事 業については、これまで主債務者 及び連帯保証人への督促訪問など により未収金の回収に努めてきた ところである。今後とも未収金の 回収方法を強化するとともに、その解 消に努めるとともに、未収金の発 生の未然防止策を講じていきたい。
青森県信用保証協会	会議費において、 支出負担行為を行わ ず、支出承認書で支 出していているものがあ る。	会議開催に要する経費（会場費 等）については、見積書を事前に 徴収し会議開催伺いと併せて支出 負担行為を行うこととした。
社団法人青森県防犯 協会連合会	有価証券において、 償却すべきでないも のを償却しているも のがある。	今後は期末の時価と簿価を対比 の上、適正に処理することとした。
	警察本部長の承認 を受けずに、経費 の配分を変更してい るものがある。	経費の配分を変更する際は、事 前に警察本部長の承認を確実に受 け、適正に執行することとした。
青森県 社会福祉法人協議会	修繕費において、 16年度の経費として 処理すべきでないも のが修繕について、随 意契約とする理由が ないほか、請求書を	以後、適正に処理することとし た。

徴収せず支払いして いる。	委託費において、 随意契約の理由を誤っ ているものがある。つ いて、当該委託に 関する時間確認が適切で ない。	経理規程に定める契約の種類及 び金額に基づき契約を行うことと ともに、契約書に作業日の業務を終了 した日に報告書を提出することを 明記し、1か月分の集計表及び業者 からの稼働時間を示す資料を添付 させ、事実確認をした上で支払い を行うこととした。
株式会社ハブリオンテ リジエントプラザ	補助金に係る消費税 税仕入控除税額を控 除せず補助金の交付 を受けている。	株式会社ハブリオンテプロジェクト プラザから、当該補助金に係る消 費税及び地方消費税の額の確定に 伴う報告書が提出され、当該報告 書における補助金返還相当額を受 けた。 今後は、同様の事態を生じるこ とのないよう、補助事業者に対す る指導を強化するとともに、チェッ ク体制の強化を図ることとした。
日本赤十字社青森県 支部	需用費において、上 記16年度の経費に計上 していないものがある。	執行年度の確認を十分行い、事 業担当者や経理担当者間の連絡を 密にし突合・確認しあうこととし た。
時間外勤務手当に おいて、支給金額があ る。	委託費において、 委託業務の履行確認 及び支払日が適切で ないものがある。	内部審査体制を強化し、適正な 支給を行うこととした。
時間外勤務手当に おいて、支給金額があ る。	委託費において、 委託業務の履行確認 及び支払日が適切で ないものがある。	今後、委託料について委託契約 に定める内容を順守し支払いを行 うこととした。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭